

平成 31 年第 1 回芸西村議会「定例会」議事日程

平成 31 年 3 月 15 日

- 日程第 1 議案第 2 号 芸西村債権管理条例
- 日程第 2 議案第 3 号 村長の専決処分事項の指定についての一部改正
- 日程第 3 議案第 4 号 芸西村山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 8 号 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 9 号 平成 30 年度芸西村一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 9 議案第 10 号 平成 30 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 11 号 平成 30 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 11 議案第 12 号 平成 30 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 12 議案第 13 号 平成 30 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 13 議案第 14 号 平成 30 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 14 議案第 15 号 平成 31 年度芸西村一般会計予算
- 日程第 15 議案第 16 号 平成 31 年度芸西村代替輸送事業特別会計予算
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 31 年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 31 年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 31 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 31 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 31 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算

日程第 21 議案第 22 号 平成 31 年度芸西村下水道事業特別会計予算

日程第 22 発議第 1 号 国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書

日程第 23 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 平成31年3月15日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	吉永 卓史	土木環境課長補佐	池田 豪
企画振興課長補佐	藤川 薫				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	荒井 祐輔
--------	-------

【議事の経過】

平成 31 年 3 月 15 日（金）

[9 : 00 開会]

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、平成 31 年第 1 回芸西村議会定例会第 3 日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第 1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 1、議案第 2 号芸西村債権管理条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 2 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 2 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 2》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 2、議案第 3 号村長の専決処分事項の指定についての一部改正を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 3、議案第 4 号芸西村山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第4》

- 竹内 英樹 議長
日程第4、議案第5号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第5号は原案のとおり決定しました。

《日程第5》

- 竹内 英樹 議長
日程第5、議案第6号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。9番、松坂充容君。
- 松坂 充容 議員
9番松坂です。村長に今の制度の認識についてお尋ねをします。国保の県単一化というのが行われて1年がたちました。これまでもずっと言っているように、加入者の国保税の負担は、もう支払い能力を超えていると私は思っております。しかし、県のほうは、強制ではないにしろ標準保険税率などというものを市町村に示して、法定外繰入をなくして済むように、税率を上げよというふうに暗に迫ってきております。芸西村に対しましても、医療分の所得割を現行8.1%を11.0%、均等割を現行2万3000円を4万5236円、平等割を現行2万3000円を3万1250円等々、他にも上げろというふうな案を示しております。僕はとんでもない話だと思っております。村のほうもですね、国保税上げるか、あるいは、法定外繰入を増やし続けるのか迫られていますし、当然繰り入れにも限界があると私も思います。そして、値上げの大きな一因であります医療費というのも、医療費の増加もこれはなかなか止めることも加入者の高齢化等々、国保の構造問題を考えれば、なかなか難しい問題があると思います。それなりにいろいろなことを考えますと、国保の将来持続可能かどうかとか、私には八方塞がりの感じがするんですが、村長はこの国保制度について、今どのような認識なのかお尋ねしたいと思っております。
- 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。松坂議員の質疑にお答えしたいと思います。平成31年度の国保財政運営につきましては、一般からの法定外繰入を4000万から5000万円に増額しまして、国保基金を400万取り崩し、保険税率の改正を議案提出しているところです。国保事業納付金は、医療費の増減が関係しますので、医療費の抑制に向けた取り組みを行うこととしております。

○ 竹内 英樹 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。松坂議員からの質疑にお答えをいたします。国保のこの問題につきまして本当に頭の痛い問題でありまして、まずは被保険者の皆さま、そして繰出繰入を行っている村のほう、双方に対しましても、やはり負担増が続くというふうなこと自体、これご指摘のとおりであります。現在の国保事情といえますか、村の特質といえますか、そうしたものに触れておかざるを得ないかなということも考えておりまして、現在県下の34市町村の中で芸西村の傾向としまして、基準総所得金額、所得ですね、旧基準総所得金額、これは34市町村の中で2番目に高いということになっております。これは、やはり産業向上の問題があると思ひまして、やはりその農業、園芸を基盤とする産業構造になっているというふうなところが、色濃く出ているんじゃないかなというふうに思います。

2点目に国保の加入率、これについては、34市町村で1位であります。国保加入率が高いということ、これは同時にですね、今産業構造に触れましたけれども、バリバリ今働いている農業者を中心とした、そうした産業構造も全てその辺りが国保に加入していると、全国的に見れば高齢者でありますとか、所得の低い方でありますとか、そういう方で構成されていることが問題となっておりますけれども、芸西村については、そうしたちょっと特異な傾向がもっていると思います。それから、当然所得が低い方、生活が厳しい方については、軽減というふうな措置がございますけれども、軽減対象世帯の少なさ、これは県下34市町村で2位であります。それから、医療費。医療費指数というものがありますけれども、これは、医療費が要は高いということの数値で見てみますと、県下34市町村の中で1位です。全て。特に医療費の内容につきましては、村の場合は1位ががんでありまして、これは県平均の指数の約2倍の比率で、高い比率をもっておりまして、2位が統合失調症、これは県平均よりも高い、3位が脳梗塞、これが県平均のだいたい3倍というような傾向がございます、今申し上げましたような項目につきまして全然低くなるような要素がないというような、一つの傾向があるわけがございます。このために、県下的には34市町村の中で25市町村で法定外繰入を行っている現実がございます、県のほうからは5年間でこの赤字解消計画を立てなさいよと、5年間で赤字解消をする計画を立てなさいというようなことが求められております。県のほうのその資料を読み解きますと、赤字とはなんぞやというふうなことにも触れておりまして、赤字というのは法定外繰入のことだというふうに書き切られております。ですから、そこ単純に考えますと法定外繰入をどんどん下げていくと、そのまま税率に跳ね返っていくというふうな構造になっておりますので、そうしたことはとても現実的ではないというふうなことで、今回におきまして法定外繰入のほうも増額をせざるを得ないし、その分、やはり不足分については、税率のほうにも影響せざるを得ないというふうな判断となっております。そうなりますと、やはり医療費を抑えていくしか方法がないわけがございますが、これまで芸西村におきましては、村政の中で、いろいろ医療費を抑える対策というのは、営々として行ってきたというふうなことでございますから、何もここにおきまして、急激に医療費を抑えることができるような対策が果たしてあるのかどうかという、その努力は続けていくというふうなことではありますけれども、急激にガタッと落ちるようなことには、なかなかない傾向がないというふうなことであります。そうしたことから、当面は法定外繰入も続けながら、そうした被保険者にもご負担をお願いせざるを得ないという苦しい立場でございますが、今後におきましては、議員ご指摘のように、こうした傾向はやはり続いてくださるということになりますから、一つは県の経営となった1年前に立ち返りますと、将来的には、例えば県のほうが統一的な国保税率というふうなことをお示しをいただければ、そうしたものも一つの形かなと思いますけれども、これも、それは芸西村にとって

都合のいい話でございまして、当然国保が安く、低くて済んでいる市町村側からとりましたら、全然そういう要望が出てこないはずですので、全体的に統一しようとする、他の低い市町村のほうからは、高い市町村の分をなぜ私たちが被らなければならないんだというような猛烈な反対が出てくると思います。そのことを県が作業でききれのかどうかというところは、大変高いハードルがあるというふうには私は考えております。以前からこのことは、議員からもご指摘が議会で一般質問ありましたとおり、国保制度の構造的な問題がありまして、全国の市町村の6割が一般会計からの繰り出しを行っております。6割もだいぶ超えております。その中で、今ちょっと直近のデータを持ってないんですが、国の国保会計全体として3000億円を軽く超えるような赤字が国のほうではあるというふうに思いますので、そうしたものの根幹的な問題解決ができないままに、県へのほうの移行が行われたというふうなことは事実だろうというふうに思います。全国知事会でも国のほうに、被保険者の多くが国全体では低所得なのに、保険料の負担が多過ぎるということこそ、その国保の構造的な問題だということで知事会のほうからも国政のほうに要望を提出をしていつているようですので、やはりそうしたところも踏まえて地方6団体でありますとか、議員所属の政党の方たちにも国政の場でも、そうした根幹的な問題についてご指摘をいただいて、国のほうで根本的なところを解決していかないと、この制度設計が直っていかないと、いつまでも地方に地方に、最終的には市町村に、後は被保険者にしわ寄せがそのままくるというふうなことだと思っておりますので、その辺のところは、要望、声を大にして続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、松坂充容君。

賛成ですが、反対ですか。

○ 松坂 充容 議員

反対します。

9番松坂です。反対討論を行います。今回の引き上げは、2013年、2015年、2018年と続く引き上げで、7年間で5度目の引き上げとなり、連年の引き上げで、とても認められるものではありません。国保には高齢者が多く、65歳から74歳の割合も国保37.1%、協会けんぽ6.1%、健康組合2.9%で非正規や無職の人も多く入っています。年齢構成も高く、当然医療費も高くなっています。年間所得200万円未満の世帯は、国保が78.8%、協会けんぽ15.1%、健康組合5.7%で所得に占める保険料の割合は、1991年比で2倍を超えてきました。その結果、国保は所得が低いのに保険料が一番高く、協会けんぽの1.3倍、健康組合の1.7倍ということになっています。国保加入者の保険料負担割合は、支払い能力を明らかに超えております。今回の引き上げ額は600万円、去年が570万円、4年前が240万円と積み重ねれば、大幅な引き上げでございます。県単一化になって1年、県は市町村に標準保険税率なるものを示して、法定外繰入の中止、そして税率の引き上げを暗に迫ってきております。そこには、保険者の暮らしの実情に思いをはせるという発想は、そもそもありません。このようなやり方が、国民健康保険税の制度の持続的で健全な発展にはつながらないということを申し上げて反対討論とします。

○ 竹内 英樹 議長

他に討論はありませんか。

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第6号は原案のとおり決定しました。

《日程第6》

○ 竹内 英樹 議長

日程第6、議案第7号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第7号は原案のとおり決定しました。

《日程第7》

○ 竹内 英樹 議長

日程第7、議案第8号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第8号は原案のとおり決定しました。

《日程第8》

○ 竹内 英樹 議長

日程第8、議案第9号平成30年度芸西村一般会計補正予算(第5号)を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第9号は原案のとおり決定しました。

《日程第9》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 9、議案第 10 号平成 30 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 10 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 10》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 10、議案第 11 号平成 30 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 11 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 11、議案第 12 号平成 30 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 12 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 12、議案第 13 号平成 30 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 13 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 13、議案第 14 号平成 30 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 14 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 14、議案第 15 号平成 31 年度芸西村一般会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8 番、池田廣君。

○ 池田 廣 議員

予算の中で 101 ページ、安芸の消防救急委託 5631 万 4000 円で上がっておりますが、これについてお伺いをいたしたいと思います。従来からこの経費としてですね、見てみますと、安芸市への 25 年度から 29 年度までの 5 年間、これ支払総額というものがですね、2 億 8700 万円にもなっております。これまた年平均でいきますとですね、5740 万円という多額なものにもなっております。支払いの根拠となる資料も見せてもらいましたが、常備消防の経費だけではなく、非常勤消防団のもろもろの費用までが含まれておることになっております。そして、また算定の基となりますのがですね、平成 29 年 4 月に安芸市と交わっております申し合わせ書が基になっております。それによりますと、安芸市は消防に関するあらゆる経費を参入して、芸西村に負担させることができるというふうな文言にも受け取れるところがあります。そこで、村長いかがでしょうかね。この申し合わせから 6 年が経過をしております、これ私ども見ましてもなかなか高額なもの

いうふうに感じておりますが、そろそろですね、この見直しをですね、安芸市に申し入れましてですね、委託費の削減を図っていくべきではないかというふうには私は思っております。なお、細かなことは分かりませんが、その対象となる経費、せめてですね、申し入れ書の中では先ほども申し上げましたように、文言上はですね、なんか全てのもがこの中に含まれるというふうな文言とも受け止れる部分がありますので、これから安芸市と続けていくつもりであればですね、その対象となる経費、せめてそういうものをですね、常備消防だけの分に絞って、細かくですね、申し合わせ書の中で明記をして、やはり削減していただこうかというふうに思いますが、村長の考えはいかかでしょうか。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。担当課のほうから始めにお時間をいただきまして、議員の皆さまには委託料の算定の根拠について説明させていただきます。議員のおっしゃいますように、一番最近では、平成 25 年 4 月 1 日付の「安芸市と芸西村との間の消防法及び火薬類取締法に定める事務の委託に関する申し合わせ書」に基づき、安芸市の前々年度決算、今回の予算に係る分と言いますと平成 29 年度決算に基づく、常備消防費、消防施設費及び総務管理費の消防職員分の合計から補助金等を減じた額に、直近の国勢調査による安芸市と芸西村との人口比から 1% を減じたものを乗じた金額とするとされております。

分かりやすく言いますと、安芸市消防本部の運営に要した費用から、補助金などを引いた残りの金額に安芸市と芸西村の人口比率の 17% から、火災への対応は村の消防団で行うため 1% を引き、16% を掛けた金額となっております。

安芸市の決算書を基にしているため、年度によって金額が変わっているのはそのためですが、特に平成 26 年度から 28 年度につきましては、安芸市が防災センター建設費用分を 3 カ年で分割してもらったこともあり、通常の委託料に上乘せとなっております。ちなみに、平成 31 年度につきましても、安芸市が平成 29 年度に救急車を整備したこと、退職者が 2 名いたことにより、平成 29 年度一番安い時ですが、それに比べて 983 万 9000 円の増額というふうになっております。

また、県内には当村と少し状況は異なりますが、救急業務を委託している団体が他にもございますが、そこお聞きしたところ、当村よりはまだ高い委託料を支払っているというようなことは聞いております。ただ、議員のおっしゃるよう申し合わせ書の中身の細かい点について、こちらも研究、勉強しながら、今後も安芸市と協議していきたいというふう考えております。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

池田議員の質疑にお答えをいたします。先ほど内容につきましては、担当課長が申し上げたとおりでございますが、私も改めまして、今、村のほうに残っております資料を、もっと古い物もあるんじゃないかと思いましたが、かなり古い資料は残っておりましたので、1 枚 1 枚読みながらちょっと勉強させていただきました。昭和 46 年に安芸の消防署が発足をいたしまして、その時に、安芸市と協定をまずは結んで、昭和 50 年に救急業務協定を結んだというふうになっております。昭和 53 年には、国からの調査だったと思えますけれども、芸西村におきましては、消防本部とか消防署は置きませんというふうな回答をされたようでして、当時の自治省からそういった市町村ですよというふうな指定を受けたというのが昭和 54 年でございます。その指定を受けまして内容変更が管理委託、協定の内容が変更になりまして、消防に関する基準財政需要額の 46%、他には消防本部の職員の退職手当の 2 分の 1 というふうなことになったようでございますが、その 46% につきましては、平成 5 年に 50% に上がっているということでもあります。平成 21 年になりまして、もう現在は退職されておりますが、前副市長が消防庁に赴任をした際に、そのこれまでの 46% とか 50% とかは、ちょっと不透明ではないのかというふうなことになって、抜本的にその際に見直しが行われております。そもそも、私が見てみますに、そうした 46% とか 50% とかいうのは、ちょっと根拠が見当たらない、

資料があったのかもしれませんが、根拠がちょっとないのかなというふうに、当時の消防庁の見解は正しかったのかなとは思いますが、古い資料の中には、昭和46年当時に東京都が、周りの町田市とか立川市とか、そうした所と救急業務協定を結んだ際に、同じような率が使われているというふうな資料が挟まれておりまして、もしかしたらそのようなことに準拠して、当時は協議が行われたのかなという程度の資料しかないわけでございます。これまで、その点につきましては、不明な点もあるので、その点に基づいてちょっと協議も行いたいということで、それから、議員おっしゃられたとおり年数が経過もしておりますので、ちょっと協議をさせていただきたいということで、先日私のほうから直接、安芸市の消防本部に申し入れをさせていただきます。そうしたことで、今までの歴史をひもときますと、当時の村と安芸市との担当職員たちが十分に協議を行って、新規則に基づいて協議して合意を得てきたという歴史はあると思いますので、そこは大切にしたいというふうに思いますけれども、なお内容につきまして議員ご指摘の点を含めまして、今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

6番安芸友幸です。84ページのがん検診委託料400万円が計上されておりますが、これは、昨年9月議会で胃がん検診は、バリウム検診だけではなくて胃カメラも導入してはと質問した件かと思っておりますけれども、胃カメラ検査実施概要を4点お聞きしたいと思います。1点目は対象者の人数です。2点目は受診機関です。3点目自己負担金、4点目受診勧告についてお聞きします。よろしくお願ひします。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

安芸友議員の質疑にお答えいたします。ちょっと順番が前後するかもしれませんが、申しわけありません。胃内視鏡の実施につきましては、胃の検診ガイドラインというものがございまして、これに基づいた施行ということになります。対象につきましては、50から69歳までとし50名分を予算化しております。受診できる医療機関につきましては、県が指定する基準を満たした医療機関での受診となります。平成30年度は県内46医療機関となっております、近隣では野市中央病院とか田野病院ということになっております。受診の間隔につきましては、原則2年に1回としております。自己負担につきましては、検診の費用1件当たり1万6690円で、自己負担は3000円とし、残りの1万3690円を公費負担とすることにしております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。100ページの19目負担金補助及び交付金についてお聞きします。この金額は、前年度12月議会で一般質問させていただきましたが、当初予算の半分ほどの金額しか執行されなかった分です。かなり減額は、2100万ほど減額されていますが、29年と比べると、まだ金額はだいぶ多くなっておりますが、この金額で事業は執行されるのでしょうか。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

仙頭議員の質疑にお答えします。19節の補助金及び交付金に改修設計20件分として648万円、改修工事費として20件分2450万円、ブロック塀対策として15件分457万5000円、老朽住宅除却として12件分1947

万円をそれぞれ計上し、国・県に対しても4064万1000円要望をしております。昨年12月でも質問があり答弁をしましたが、30年度は要望額に対して国庫補助金は約40%、県補助金は約28%ということになり、申請された方々にお待ちいただく結果になっております。しかしながら、年が明けまして県内の市町村の国費分の返還あったということで、そのうちの約400万円分を頂くよう現在申請書類を整えております。この分については、繰越事業として使いますので、現在お待ちいただいている方を優先して進めていくように準備をしております。また、つい先日、県住宅課を訪ねまして、31年度の状況を聞きましたが、全都道府県から要望が多く、満額の金額は難しいので、今年度の状況と同じぐらいではないかというようなことをおっしゃってございました。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第15号は原案のとおり決定しました。

《日程第15》

○ 竹内 英樹 議長

日程第15、議案第16号平成31年度芸西村代替輸送事業特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第16号は原案のとおり決定しました。

《日程第16》

○ 竹内 英樹 議長

日程第16、議案第17号平成31年度芸西村国民健康保険特別会計予算を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番松坂です。質疑を行います。大まかに言えば、パッと見た感じですが、国保税の収入が税率を上げたのにもかかわらず、増やされていないというところが発想の基になっております。予算書のページ5ページには、来年度の国保税収として1億6946万円が計上されております。この金額は、前年比270万円ほど減額です。だから600万円の増税をしたのに、そういう予算にはなっていないのではないかということが、単純な

見方です。この予算書には、当然国保税引き上げの理由の一つとされました、県納付金 1675 万円増の 2 億 6435 万円、これが 6 ページに計上されております。そして、村の法定外の繰入金も 5000 万円、これがページ 11 ページに計上されております。これで、予算が成り立っているとすればですね、この当初予算の税収 1 億 6964 万円ということで、増税分の 600 万円はいらぬという発想になってくるわけです。ひよっとしたら、留保分として置いておるのかもしれませんが、取りあえず予算書としては成り立っていると私は思います。実際、今年度の国保税収がどうかということを担当課に聞きましたら、3 月 14 日現在で 1 億 6930 万、ほぼこの来年度の当初予算と同額の金額が入っております。つまり、新年度予算で組んだ金額が、今、同程度入っているということで、そして今後も出納閉鎖までは、まだまだ入ってくる可能性は十分あると思います。こういう予算が組めるのであれば、私は増税というのは必要ないと思いますが、その辺のあたり、村長答弁をお願いします。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

松坂議員の質疑にお答えします。税率改正による増額分は反映させているかというような趣旨だと思っておりますが、結論から言いますと、税率改正による増額分は反映させております。反映させているのに、前年より収入が減るのはおかしいのではないかというような趣旨でのご質問だと思っておりますので、そのあたりについて説明させていただきます。

まず通常予算額というものは、前年度の収入見込みや新年度の収入見込みにより、予算額を算定します。しかしながら税収となりますと、納税者の収入状況や納税者数により少なからず変動がございますので、算定は非常に難しい作業となります。特に平成 30 年度の国保税収入額におきましては、制度が大きく変わったことで、県への納付金というものが決められておりましたので、これまでの前年度決算見込みから割り出す方法だけでなく、税率の改定による増収や、徴収しなければならぬ税額も考慮し、また納税者の収入見込みも不確かな中、算定しておりましたので、納税者の収入状況や被保険者数の変動により、実際の収入額は予算どおりにいかないこともあります。

そういう事情もありますが、平成 31 年度についても、実際の決算見込みに、税率改定による増収を加味しながら、過大とならないよう積算しており、結果として前年度に比べマイナスとなっております。

分かりにくい説明だったかもしれませんが、毎年、納税者の収入や納税者数の変動など予測できない要因が多くありますので、必ずしも計算どおりにはいかないということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からの質疑にお答えします。先ほど予算の技術的なことでしたので、担当課長がお答えしたとおりなんですが、なかなか収入を伴う、特にこうした類の予算の策定というのは、非常に難しい部分がございます。議員がおっしゃるように、そうした増収分、今回の増収分が機械的にそのまま見てとれるような形で、前年度比較できれば非常に分かりやすいのかもしれませんが、なかなか実態に応じて収入が上下に変動いたします関係で、留保分というのはちょっとあれかもしれませんが、あまり過大に歳入を見積り過ぎますと、後々のその実際の額に合わせて、非常に困難な作業が出てまいりますので、入るをもって出るを制するという予算の鉄則がございますから、その辺のところの歳入を見積もったものでございますから、機械的に前年度と比べてちょっと見えにくかったかもしれませんが、それにつきましては、今後精査をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
他に質疑はありますか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 17 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 17 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 17、議案第 18 号平成 31 年度芸西村介護保険事業特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 18 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 18 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 18、議案第 19 号平成 31 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 19 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 19 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 19》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 19、議案第 20 号平成 31 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 20 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 20 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 20》

- 竹内 英樹 議長
日程第 20、議案第 21 号平成 31 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 21 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 21 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 21》

- 竹内 英樹 議長
日程第 21、議案第 22 号平成 31 年度芸西村下水道事業特別会計予算を議題にします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 22 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 22》

- 竹内 英樹 議長
日程第 22、発議第 1 号国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書を議題にします。
提案者の提案理由の説明を求めます。4 番、仙頭一貴君。
- 仙頭 一貴 議員

読み上げまして、提案理由の説明といたします。(発議第1号国民健康保険税引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書を読み上げて説明)

よろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手小数です。

従って、発議第1号は否決されました。

《日程第23》

○ 竹内 英樹 議長

日程第23、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、平成31年第1回芸西村議会定例会を閉会します。

[10:01 閉会]